

# 国民健康保険運営方針 取組概要

## ■ 国民健康保険運営方針 取組概要

No.	大区分	小区分	現状・取組状況
1	【II】 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し	赤字解消・削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成30年度以降の赤字市町村 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 山中湖村 赤字年度：平成28年度 解消年度：令和5年度（予定）</li> <li>・ 市川三郷町 赤字年度：令和2年度 解消年度：令和8年度（予定）</li> </ul> </li> <li>○ 赤字削減・解消計画を策定し、年次ごとに目標を立て、赤字削減に努めている。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取組内容：適正な保険料（税）率の設定、保健事業等の強化による公費の獲得 など</li> </ul> </li> </ul>
2	【III】 市町村における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項	賦課方式	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度には、予定どおり全市町村が3方式に移行する見込み。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状4方式団体：上野原市、市川三郷町</li> <li>※ 3方式：所得割（所得に応じた保険料）、世帯割（加入世帯ごとの保険料）、均等割（加入者ごとの保険料）</li> <li>※ 4方式：3方式に資産割（資産に応じた保険料）を加えた方式</li> </ul> </li> </ul>
3		納付金水準の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 医療費の多寡による市町村ごとの納付金の差をなくすため、医療費係数<math>\alpha</math>を令和3年度から順次、0.1ずつ減じており、令和5年度は予定どおり0.7としている。</li> <li>○ 令和6年度以降も0.1ずつ減ずることを予定しているが、その取り扱いについては、令和5年度の国民健康保険運営方針の改定にあわせ、市町村の意見も踏まえながら検討。</li> </ul>
4	【IV】 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施に関する事項	収納率	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和3年度の状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 5,000人未満 目標：96.80% 達成：8団体 未達成：5団体</li> <li>・ 5,000人以上 30,000人未満 目標：95.80% 達成：9団体 未達成：4団体</li> <li>・ 30,000人以上 目標：92.60% 達成：1団体 未達成：なし</li> </ul> </li> <li>○ 県全体の収納率は向上しているが、1/3が未達成であるため、今後も引き続き研修や好事例の共有などに取り組む。</li> </ul>
5	【VI】 医療費の適正化の取組に関する事項	医療費適正化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 資料3のとおり、保健事業を実施している。</li> </ul>